

事業計画の概要

【事業の全体計画】

事業計画の概要

・収集運搬

○産業廃棄物

排出事業場から排出される産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（ダスト類）13号廃棄物を収集運搬し処分施設へ搬入する。（愛知県保管施設有り。）

○特別管理産業廃棄物

排出事業場から排出される産業廃棄物（引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等、特定有害廃 PCB 等※、特定有害 PCB 汚染物※、特定有害廃水銀等、特定有害燃え殻、特定有害指定下水汚泥、特定有害汚泥、特定有害廃油、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ、特定有害鉍さい、特定有害ダスト類、令第2条第13号特定有害廃棄物を収集運搬し処分施設へ搬入する。※微量 PCB 汚染廃電気機器等及び低濃度 PCB 含有廃棄物に限る。（愛知県保管施設有り。）

・処分

○産業廃棄物

圧縮施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず）を圧縮施設で圧縮する。

圧縮・選別施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず）を圧縮・選別施設で圧縮・選別する。

焼却施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、家畜のふん尿、家畜の死体、ダスト類）を焼却施設で焼却する。

選別施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類を選別施設で選別する。

破碎・選別施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずを破碎・選別施設で破碎・選別する。

破碎施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずを破碎施設で破碎する。

○特別管理産業廃棄物

焼却施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（引火性廃油、感染性産業廃棄物、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ）を焼却施設で焼却する。

中和施設

持込及び、自社で運搬した産業廃棄物（腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ）を中和施設で中和する。

【処理計画量】

○産業廃棄物収集運搬

燃え殻 2t、汚泥 3t、廃油 1t、廃酸 1t、廃アルカリ 1t、廃プラスチック類 50t、紙くず 20t、木くず 5t、繊維くず 2t、動植物性残渣 10t、ゴムくず 1t、金属くず 8t、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 3t、鉍さい 1t、がれき類 1t、動物のふん尿 0.2t、動物の死体 0.2t、ばいじん（ダスト類） 1t、13号廃棄物 1t

○特別管理産業廃棄物

引火性廃油 0.5t、腐食性廃酸 0.1t、腐食性廃アルカリ 0.1t、感染性産業廃棄物 0.1t、特定有害廃石綿等 0.01t、特定有害廃 PCB 等※0.01t、特定有害 PCB 汚染物※0.01t、特定有害廃水銀等 0.01t、特定有害燃え殻 0.01t、特定有害指定下水汚泥 0.01t、特定有害汚泥 0.01t、特定有害廃油 0.01t、特定有害廃酸 0.01t、特定有害廃アルカリ 0.01t、特定有害鉍さい 0.01t、特定有害ダスト類 0.01t、令第2条第13号特定有害廃棄物 0.01t

○産業廃棄物処分

圧縮施設

廃プラスチック類 10t、紙くず 1t、木くず 1t、繊維くず 1t、金属くず 2t

圧縮・選別施設

汚泥 10t、廃油 10t、廃酸 1t、廃アルカリ 1t、廃プラスチック類 1t、金属くず 1t

焼却施設

燃え殻 5t、汚泥 10t、廃油 20t、廃酸 20t、廃アルカリ 20t、廃プラスチック類 100t、紙くず 20t、木くず 50t、繊維くず 10t、動植物性残渣 50t、ゴムくず 1t、金属くず 1t、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 5t、鉍さい 5t、がれき類 1t、動物のふん尿 5t、動物の死体 1t、ばいじん（ダスト類） 2t

選別施設

廃プラスチック類 100t、紙くず 500t、木くず 50t、繊維くず 4t、金属くず 30t、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 10t、がれき類 5t

破碎・選別施設

汚泥 1t、廃油 2t、廃酸 2t、廃アルカリ 2t、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 2t

破碎施設

廃プラスチック類 10t、紙くず 1t、木くず 1t、繊維くず 1t、ゴムくず 10t、金属くず 2t、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 2t

○特別管理産業廃棄物処分

焼却施設

感染性産業廃棄物 100t、引火性廃油 1t、腐食性廃酸 1t、腐食性廃アルカリ 1t

中和施設

腐食性廃酸 1t、腐食性廃アルカリ 1t

【環境保全措置の概要】

(1) 運搬に際し講ずる措置

車両のタイヤ及び車体に廃棄物を付着させたまま運搬しないように、必要に応じて洗車、清掃を行う。
荷こぼれがないように荷積みを確認し、運転中に飛散のおそれがないように荷台をシートで覆う。

廃棄物の種類によって、単位当たりの重量が異なるので、過積載にならないように注意する。

家畜の死体については、保冷車で容器を密閉にし、腐敗・悪臭を防止して運搬する。

動物系固形不要物、家畜のふん尿については容器を密閉にし、腐敗・悪臭を防止して運搬する。

特に石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、次の点に注意する

飛散防止のため、原則として破砕または切断しない。

運搬のためやむを得ず破砕または切断する場合は、飛散しないように湿潤化した上で、積込みに必要な最小限にとどめる。

他の廃棄物と混同しないよう、仕切りを設ける。

飛散しないように梱包し、またはシートで覆う。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

屋内で積み替え、容器保管を行う事により、飛散流出を防止する。

家畜の死体については温度調節のできる保管施設で保管する。

動物系固形不要物、家畜のふん尿等、腐敗等悪臭を発するものについては長期保管をせず、早めに処分業者に搬入する。

また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。

石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、飛散しないよう保管する。

(3) 処分施設

圧縮施設

屋内に設置し、散水栓を配置する等の悪臭防止対策をする。

圧縮・選別施設

屋内に設置し、散水栓を配置する等の飛散防止対策をする。

焼却施設

排ガス、悪臭対策として、消石灰・活性炭噴霧装置、集塵機（バグフィルター）を設置をする。

ダイオキシン類対策として、燃烧室温度、排ガス処理施設入口温度等を常時監視をする。

騒音・振動対策として、誘引送風機等を防音室に設置をする。

選別施設

屋内に設置し、散水栓を配置する等の飛散防止対策をする。

破砕・選別施設

屋内に設置し、散水栓を配置する等の飛散防止対策をする。

破砕施設

屋内に設置する等の飛散防止対策を実施をする。

中和施設

地下浸透防止のため、床面等コンクリート打ちとする。

【その他】

収集運搬、処分にあたっては、適正な機材を使用して、正しい方法と手順での運用に努める。

車両、施設等の美化や整備を心がける。

非常時に備えて、従業員への教育訓練を実施する。